

令和8年第1回土浦市国民健康保険運営協議会 議事録

- 令和8年1月22日（木） 15:00開会
- 出席者 10名
- 傍聴人 0名
- 過半数の出席が得られたので、本会議が成立する。（土浦市国民健康保険規則第4条 第5項）

- |      |  |
|------|--|
| 岩井会長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長挨拶</li> <li>・議長は、岩井浩一会長が務める。（土浦市国民健康保険規則第4条 第4項）</li> <li>・議事録署名人は、議長により、下村委員、楡木委員が指名される。（土浦市国民健康保険規則第7条）</li> </ul> |
|------|--|

協議事項（1）土浦市国民健康保険税賦課方法について

- 事務局説明：別添資料に基づき説明

質疑 委員	<p>資料の3の見方ですけどね。試算1 試算2 試算3とあって、結局試算1っていうのは単純に子ども子育て支援金部分が、増加になった部分がこれですよってことですよ。そうすると試算2と試算3ってやったときに、単純にこの試算1の額を引いたものが純粋な何か変更かけた部分での増額分ですよっていうとらえ方で、よろしいですかね。</p> <p>例えば試算2の単身45歳収入ゼロの方は1, 230円、試算2ではプラスになりますけども、実際には、670円ぐらいかな、これが増えた部分ですよと、そういう解釈ですね。</p>
事務局	<p>試算2 試算3につきましては、その子ども子育て支援金の分の税率も変更になっておりますので、試算1の660円になるわけでもないです。全体的に変更になっております。</p>
委員	<p>厳密に言えば0.24%が0.23%に試算2と試算3が変わっていますけど、そんなに大きな部分でないと思います。実際の考え方としてはこれ金額的にみても試算1 試算2 試算3でみるとかなり増えているのだからって感じで見がちですけど、実際には1, 530円ではなくて、830円ぐらいが子ども子育て支援金分の上乗せ分ですね、そういうとらえ方ですよ。子ども子育て支援金分は結局どの試算でも増えてしまうので。</p>
委員	<p>基本的なところですけど、この子ども子育て支援金は、国全体の納付額は、この令和8年9年10年で増額されてくるものでしょうか。</p>
事務局	<p>一般的に報道等でもございますが、令和8年度、子ども子育て支援金分の総額が国全体で6,000億、令和9年度が2,000億増えて8,000億で最終的に令和10年度に1兆円というような形で、徐々に、2,000億ずつ増えていくような形で、国の方は示されております。</p>
委員	<p>これに関して、国から市町村に対しての支援金というか、言葉おかしいですけど、戻される額っていうのは全然ないですか。市町村単独でやりなさいという考え方でよろしいんですか。</p>
事務局	<p>一応その部分を加えてというようなことですので、特にその分の国庫の負担については、今のところ、ないと思われま。</p>
委員	<p>それから最後のところで説明があったと思うんですが、国のモデルプランは、この試算で言うと試算1と</p>

ということになりますか。

事務局

そうでございます。子ども子育て支援金分で、例えば、先ほどもお話ししたように国保の部分だと月250円ぐらいというようなものが国の方では概ね、モデルとして示されております。

それぞれ国保以外でも社保とか、あとはその他組合員さんの方でもやっぱり月当たりの単価っていうのがやっぱり変わってきております。けんぽ組合の場合だと、被保険者1人当たり月約550円、後期高齢者の場合ですと、1人当たり月約200円、すみません、国保250円とお話しましたけども、1世帯月約300円というようなことで国の方で示されております。それなので、大体うちの方での子ども子育て支援金分に関しては大体、国の想定の金額になっております。

委員

試算1が、国の方のモデルケースに近いということによろしいですか。

事務局

試算1は、今までの税率は据え置きのまま子ども子育て支援金分のみ追加したというだけでございます。

委員

わかりました。

議長

いかがでしょうか。

委員

モデルケースの試算1 試算2 試算3の設定っていうか、要はなんか基金の方をどれだけ取り崩すかによって国保税額が変わってくるということかと思うんですけど、試算の1・2・3、試算1は、現行通りなのかもしれないんですけど、この取り崩し額の設定方法っていうか根拠っていうか、ちょっとその額をどうする、どうふうに決めたのかなっていうところをちょっと教えていただきたいんですが。

事務局

試算3の方は、基金繰入をしない結果の税率の計算をしまして、それに対して、試算2は、間ぐらいっていいですか、我々の基金の金額で試算をしてみた状況です。

委員

試算3の方は基金繰入は、ゼロですと、それで試算1と試算2は取り崩すということだと思うんですけど、それで試算2の方は中間なのかなっていうところですけど、試算1と試算2の額を、これどういうふうに、計算して算出しているのかっていうところをちょっと説明をお願いしたいんです。

事務局

試算1の方がですね、子ども子育て支援金以外の税率をそのまま子ども子育て支援金分を追加した場合で収入が幾らになるかっていう計算をしまして、それに対して収支を合わせるためには、基金がどのぐらい必要かって言う形になるんですが、ちょっと試算1だと年平均6,000万円程度の基金繰入れが必要になるという計算になります。資料2の1ページの方、こちらは令和8年度の税収の見込みをまず算出するのですが、税率に関しては、子ども子育て支援金分以外は、これまでの税率で試算をしまして、子ども子育て支援金分につきましては、県に納付金を納めるんですけども、それを賄う分の税率を試算しまして、国保税の収入が、この一番上にあります28億4,200万になったところです。これに対して下の歳出の方で、最初の方が127億8,000万ですかね。これに合わせるために、基金をどのぐらいいれるかっていう考えがあるんですけども。そうすると令和8年度だと、7番の繰入金のうち、財政調整基金繰入金、この3,655万4,000円。これを入れることで収支が均等に保たれるという状況です。

そのあと令和9年度令和10年度と伸び率等で見込みをしまして、9年度では7,000万、令和10年度では8,200万が必要な状況になります。

委員

そうすると、他の税率を変えないで、子ども子育て支援金の部分だけ上乘せして、バランスを取るためには、試算1の方だと、3,600万が必要です、繰入なしの場合だと、

事務局 試算3、7ページの方になります。税収の方が増える形になります。

委員 そうすると、まず試算1があって、単純に上乘せすると、3、600万円が繰入が必要なんで、そういうことは普通それを繰入なしにするとその分、税率の方が上がってしまいますということですね。もう一つ、さっき話が出た子ども子育て支援金の100分の0.24、試算2と試算3が100分の0.23の違いってのは、これはどういう計算になりますか。どうして、変わってきちゃうんでしょうか。

事務局 この試算のシステムの方で出す数字にはなってしまうんですが、県に納める納付金っていうのがありまして、それがそれぞれ医療分、後期分、介護分、子ども分って決められているのもありまして、それを賄うためには、どのくらいの税率になるかというのを試算しているシステムがあるんですけども、それが試算1試算2試算3で、それぞれの金額が、変わる上誤差の範囲になってしまうんですけど、ちょっと税率が変わってきてしまう。

委員 なんかここ一律なのかなと思ったんで、何で違うのかなと思ったんですけど、計算上の誤差の範囲内で、

事務局 一律ではなくて、その必要な額を求めるためには何パーセントになるかっていう計算になります。

委員 国の方は、健康保険だと、ここで言えば100分の0.23で統一しているんだっていう、試算1のこの部分で0.24なのかなと思ったのですが、

事務局 国保の場合は所得割を統一しなさいってのは、ないので、その市町村ごとに決められるっていうのもあります。

委員 はい、わかりました。

議長 他にいかがでしょうか。これまでの繰入金額を3億円ぐらいずつ繰り入れていたわけですけども、少し少なくなっているところですよ。

委員 先ほど最初に説明があった通り、子ども子育て給付金っていうのが、来年度から始まってね、6、000億8、000億1兆円って形で、毎年2、000億ずつ上がっていくわけですよ。ということは、我々の一般の健保は、今回国は0.23だったんで、これを変えてはいけないという話なんです。変える場合には届け出申請が必要という話なんです。今年が0.23ってことは、来年が8、000億で次は1兆円ってなるってことは、0.23から上がっていくんですよ。そうしないと、納付金が納められなくなる。そうすると、どうするかっていうと一般勘定からこんな繰り入れしないさいという話になってきちゃうんですよ。それをやるやらないために、国は多分次の年に0.23から多分0.34とか0.3ぐらいの率を提示してくると思うんですよ。

ですから、今後国保がちょっと、どういう仕組みになっていくかよくわからないんですけども、この勘定科目がね、一般と子どもが一緒になっているのかどうかっていうのがわからないんですけども。令和8年から令和10年の3年間とりあえずっていうことならば、0.23で大丈夫なのかどうかっていうふうな、ちょっと心配なのかなっていうところですよ。あとはわからないのは先ほど言ったように、一般勘定と組む勘定を抱き合わせで考えてるのかどうか。多分介護勘定が別だと思う。この辺はどうなんですかね？

事務局 これは、毎年、これまでもそうなんですけども毎年県の方から納付金が示されるわけなんですけど、その納付金につきましては、医療分とか高齢者分とか介護分とか、後は、そういうのも、もう全部、一緒になって金額の方が38億とか40億とかっていう納付金をお納めしなければならないっていうことなので、そ

の不足については先ほどもお話しました通り、ちょっと基金の方から取り崩して補填するというようなことなので、国保としましては今後、例えば納付金に応じて、やっぱり基金の方からその分を補填していくということなものですから、特に税率を見直しするというのは、このモデルは今のところ、考えてないというか、基金で賄えるのであれば基金でその分増えた分を補うというような考えで進めていくような感じかと思っております。

議長            それでは、この3つのシミュレーション結果があつて、ここにもいろいろやり方はあるかと思いますが、この3つの中でどれが一番、妥当かという判断をすることになるのかなというふうに、思うわけですね。それぞれ特徴が、ありますけれども、いかがでしょうか。もし、この3つから選ぶとなると、どのパターンが一番ふさわしいか。そういう判断をしていただければと思います。このあたりで何かご意見ないですか。

委員            試算3つ示された中のどれがいいかという意見ですね。資料3を見て気が付くのは、所得が低い方ほど伸び率が高い。ということなんで、この部分をどれ選ぶにしても、どのように説明するかっていう、説明が求められると思うんですけど、この部分はどのように説明されますか。

事務局            すみません。伸び率としてはそのような状況になっておりますが、この表で見ますと単身世帯の所得がない方については、7割軽減っていう、金額の7割が減額されております。2番目の方について、年金所得世帯の方に対しては5割軽減がかかっております。4人世帯の方は軽減がかからない状態で、税額になっておりますので、伸びる率で見るとこういう低所得の方が伸びるような形になってしまうんですが、7割軽減がかかっている説明でご理解いただくしかないのかなと思っております。

委員            今のご説明で7割5割の軽減された結果は、この金額それともここから軽減されるのか、どちらでしょう。

事務局            軽減後の結果です。

委員            いずれも低所得者ほど伸び率が高いです。なぜこれを言ったかという、今世の中の流れが低所得者に、手厚くしましょうという。例えば、最近よく聞く言葉で住民税非課税世帯。あの方々に給付金を差し上げるというような流れの世の中がそういう流れになっている中で、この低所得者の方が、その伸び率が高いということが非常に受け入れがたい。今の世の中で受け入れがたいんじゃないかなっていうのがちょっと心配なんですよ。

ですから、その説明はきちつとしないとなかなか大変なんではないかなと心配になりましたということです。ずっと試算の123どれがいいかっていうのは、今ここで結論めいたことは言いにくいんですけど、ただ将来のことを考えていったときに、どうしても今回外部的な要因、つまり、子ども子育て支援金で値上げをしなければ保険料の値上げをしなければいけない状況の中で、将来を見据えて、保険料を一緒に上げてしまうと、財政調整基金は減らさないという方向性を出してしまうのが1つの考え方なのかなと思いました。

議長            伸び率っていうと、もともとが少ないとちょっと上がっただけで、その率としては大きく見えちゃいますよね。その辺りがちょっと微妙なところではあると思いますが、心配されることはあるかなと思います。

委員            試算1については、基本的にこれは国が決めたことで、我々健保でも、国は増税ではありませんよっていう話の中で、この0.23%を令和8年度から納めなさいっていう形で押し切ったんですよ。我々はそれに従った形で、結局その部分、増税になって健保としてはその分負担が増えてるんです。

ですから、この試算1っていうのは、これは致し方ないっていうとこだと思うんですよ。

あとはその試算2と試算3っていうのは、土浦市として、3年先を考えたときに、健全な形に持っていくのか。いや、我慢できるんじゃないのっていう形で3年間我慢するのかっていうとこだと思うんですけどね。

この判断だと思うんですね。

ですから、それをみんなに考えてもらいたい。私はもう試算1っていう形で、とりあえずは今のところはそれがいっぱいなんじゃないかなっていうところだと思います。

議長 はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。試算1がその中では一番妥当ではないかというコメントだと思いますが、どうでしょうかね。

委員 あと1つだけよろしいですか。質問ではないんですけども、このシミュレーションの表を見させていただくと試算1試算2試算3で、令和10年度の基金の残額という、ちょうど非常にクリアに1億円ずつアップしている。ですから、試算1は10億ぐらいで、次は、11億で12億ということが、1億円ずつぐらいの違いがある。市にとっては、この試算3の方が基金の残りがあって、12億円ぐらい残るといって、この後比べれば、試算1とは違うんですが、そこのところをどう考えるかっていうと、はい、わかりました。

事務局 今、塚原委員さんもおっしゃっている通りで1億ずつ違ってきているということでございます。実際、土浦市としても基金残高10億以上あれば、大きな問題にならないとは思っております。理由としましては、これまで基金からの取り崩しが多くて、大体3億でしたので、それよりは若干今回見直しするにあたっては基金からの取り崩しも少ないと。今後、令和10年度での残り10億っていうことであれば、不測の事態が起きて、3億ぐらい出さなきゃいけないって言われても何とか対応はできるのかなと思って大体3年ぐらいはもしかすると対応できるのかなと思います。その際にまた、令和10年度の状況を見ながら、また税率等の見直しもちょっと協議するようなこともあるのかなと考えております。

議長 ありがとうございます。大体、いろいろご意見は出ているわけですが、多数決っていうのもちょっとなところがあるんですが、試算1がその中ではよさそうだろうという方がちょっと挙手お願ひできますか。もうほぼ全員ですね。ありがとうございます。ちなみに矢口委員はどちらがいいと思いますか？

委員 私は間をとって、試算2がよろしいかなと。

議長 お一人だけ違って、では多数決っていうところは確かにあるんですけども。どうでしょうか。試算1でいけるとこまで、行くわけですね。  
ちなみに、事務局の想定としては、どれがよさそうかっていう判断はありますか。

事務局 先ほど若干お話をしましたけれども、事務局といたしましてはやはりその3案の中でも一番税負担が軽くなるということで試算1と考えておりました。先ほどご説明いたしました通り、大体約70%の世帯が、年額の増額が5,000円未満ということで抑えられるとまた、その補填となる基金の繰入金先ほどお話ししたように当初見込みよりの2億とか3億を見込んでいたところ、今後、3年平均で大体6,000万ほどの繰入で、最終的に令和10年度に基金残高10億というようなことで、令和10年以降の不測の事態が起きても何とか財源が確保されているというようなことから事務局としても試算1の方でどうかというようなことで一応考えておりました。

議長 シミュレーション結果を見ると、試算1はオレンジの部分（1世帯あたり調定額の増額30,000円以上～40,000円未満世帯）が少ないですけども、試算2だとちょっとオレンジの部分が、少し多めになりますよね。試算3になるとかなりオレンジの部分が多くなるといって、試算1で、行くっていうんで、よろしいんでしょうか。皆様のご意見としては試算1でよろしいでしょうか。  
最後、それでは、本委員会としては、今回は試算1で、対応したいと思っております。保険税率について、いろいろご検討いただきまして、ありがとうございます。

答申案を示し、意見なし

その他

土浦市国民健康保険税条例の一部改正について

○ 事務局：保険税限度額の改正及び保険税均等割減額の適用範囲の改正について説明

16：00終了